### 学助威署名維維二

#### 全国私立学校教職員組合連合

No.9 2019年9月27日(金)

援金制度の 2020 年度拡充については、9 月に入り全中学生に文科省発のリーフが配布されました。 全国の中学生及びその保護者の間で、年収 590 万円未満ならば「私立高校が無償になる」という認識が広がっ ている処です。しかし、「無償化」の対象は「授業料」の範囲です。授業料平均が40万円を超えている山形。 東京、神奈川、静岡、愛知、滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫、徳島、鹿児島の13都府県以外の自治体 では、現行授業料のままでは授業料と拡充分の差額が国に返納される状況となります。

「子どもたちが経済的な心配なく私学での教育を受けられるようにするために」という願いを実現させようと、 全国の各私学では、「施設設備費等」をはじめ「その他の学納金」を授業料へ振替える動きがすすんでいます。

### 子どもたちの私学を選ぶ自由を訴えて「振替え」実現

青森: 弘前学院聖愛高校では、5月の文科省から各自治体への動きをつかんだ1学期のうちに理事会へ授業料 への移行を申し入れました。財政の視点から躊躇もある理事会へ再度子どもたちの実態を訴え、「授業料へ 振替える」の理事長・理事会の英断を引き出しました。

宮城:明成高校。これまで紛争を抱えたこともある理事会との間でしたが、7月 10日の対県要請において県 が「授業料へ振替えても経常費助成でのペナルティは課さない」の説明を受け、組合がすぐさま理事会と情 勢を共有し授業料への振替えを実現させました。

宮城:古川学園でも対県要請における県の回答を得るとともに、各県担当部局の動向を全国本部に確認しつつ その情報を理事会と共有するなかで施設設備費の授業料への振替えを理事会に判断してもらいました。職員 会議では組合の役員が説明をしました。

熊本:九州学院で教育充実費の授業料への振替えが決定されました。財政上の課題が残る事情も県議会議員学 習会でいわれましたが、中学生が私学を選択できる事が学園の未来につながる事を理事会と共有した上での 判断となりました。

福島では、私立中高協会で施設設備費等の「授業料への振替え」を推奨しています。就学支援金の 2014 年 からの拡充にあたり文部科学省は「授業料が支給上限額を下回っている場合、授業料以外の『施設設備費』 等の一部を振替えて、授業料を増額し、その分の『施設設備費』等を減額することは、就学支援金制 度の趣旨に適うものであり、結果として保護者の負担増とならなければ、特段問題ない」という見解を 発しています(201427)初等中等教育局高校修学支援室長)。私中高連では「この見解が現在も有効」という 確認を6月に取っています。併せて私学・法人課が文科省へ確認したところでも積極的に指示するというわけで はないが、完全に否定するものではないという反応だったそうです。 したがって、各学園から(振替えの)届出が あれば、審査のうえ、問題がなければ受理することとなる、と述べているそうです。

福井県も、「2022年に私立高校生の8割が私立高校の授業料無償に」の政策は、この文部科学省の見解に基 づいて立案したと述べています。

## 乗値上げは許さず!!」

消費税増税等を理由にこの拡充を悪用する動きも懸念されますが、上記の見解にともなって強調されているの は「制度変更に伴う授業料の"便乗値上げ"は認めない」と明記されています。

# 私学助成全国署名の増加が「拡充」の生命線! 「二句」けて、学園単位の学習会を必ず開催して行こう!!

全国私学助成をすすめる会の事務局である全国私教連では、この秋の私学助成運動の生命線はや はり私学助成全国署名にあることを確認し、その増加をめざすためにも、「私学が高学費となってし まう什組み」、「私学助成制度」について学び、「私学助成に関わる情勢」を共有する場としての学習 会を学園単位で開催していくことを確認しています。

その意義が理解されたときに、私学助成署名運動に主体的に関わっていただける事になるからで す。各都道府県でも県単位の学習会までは開催されています。ここから署名簿の配布と併せて学園 ごとの学習会を開催していくことが重要になります。

愛知では県単位を9月当初に終了し、地区ブロック単位、学園単位の学習会に入っています。 そうした学習が、したの4コマ漫画に取り組む方の登場につながっています。



2020 年度から『私立高校授業料無償化の拡充』が本格的に始まります! 東年度より、安倍内閣が 2020 年政策パッケージとして打ち出していた『私立高校授業料の実質無償化』方 始まります。この制度は年収 590 万円未満までの世帯を対象として、私立学校の平均授業料に相当する額の助 成金を支給するというものです。文部科学省も今年5月に正式に通知をしています。 高校生は「等しく教育を受ける権利」が保障されるべきであり、本来、公立・私立という学校の選問主体の 違いだけで授業料に差があってはいけません

月後半の開発 東京 宮城、

催を目指

日にはすすめる会での事前学習会を開催する予定です。

熊本などにも広がると良いで

(<u>公</u>) 呼びかけに呼 え6 ら号で報じた、 新潟の

広島父母懇による

私学助成をすすめる会でも開催を判断 「就学支援金制度拡充」 7断しました。 11」についての学習 だ。